

○鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例

令和6年2月20日

条例第1号

鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例(昭和49年条例第21号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、重度心身障害者等の健康の保持増進を図り、もって重度心身障害者等の福祉の向上に資するために行う重度心身障害者等に係る医療費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度心身障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する者で、年齢が20歳以上のもの又は知能程度が児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所の判定した知能指数35以下の者で、年齢が20歳以上のもの
- (2) 重度心身障害児 前号に定める手帳の交付を受け、障害の程度が同号の規定に該当する者又は知能程度が同号の規定に該当する者で、年齢が20歳未満のもの
- (3) 合併障害者 第1号に定める手帳の交付を受け、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に該当し、かつ、知能程度が児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所の判定した知能指数36以上50以下の者
- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級に該当する者
- (5) 対象者 本市の区域内に住所を有する重度心身障害者、重度心身障害児、合併障害者又は精神障害者(以下「重度心身障害者等」という。生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び鹿児島市こども医療費助成条例(昭和48年条例第29号)に基づく医療費の助成を受ける者が現に監護する者を除く。)。この場合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の主務省令で定める施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居、生活保護法第30条第1項ただし書の規定により同法

第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設、同法第30条第1項ただし書に規定するその他の適当な施設、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設、同条第25項に規定する介護保険施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により入所措置が採られて同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第78条の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎(以下「社会福祉施設等」と総称する。)のうち本市の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したものを除くものとし、他の市町村の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所している者で、当該社会福祉施設等に入所したため本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したものは、なお、本市の区域内に住所を有するものとみなす。ただし、重度心身障害者等に保護者がある場合において、その保護者が他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したとき、又はその保護者が本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したときは、この限りでない。

- (6) 保護者 重度心身障害者等を現に扶養し、介護し、又は監護している者
 - (7) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (8) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
 - (9) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費
 - (10) 一部負担金 保険給付若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により療養の給付及び療養費の支給若しくは訪問看護療養費の支給(以下「保険給付等」と総称する。)を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当する金員
 - (11) 訪問看護ステーション 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所
 - (12) 所得 地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得
- (助成)

第3条 市長は、対象者が受けた保険給付等(精神障害者にあつては入院に係るものを除く。)に係る一部負担金を医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーションに支払った対象者又はその保護者に対して、重度心身障害者等医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

2 助成金の額は、対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金の額とする。この場合において、対象者が受けた保険給付等について、次に掲げる給付がなされるときは、当該対象者又はその保護者が支払った一部負担金の額から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって、当該対象者が受けた保険給付等に係る一部負担金の額とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額療養費
- (4) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- (5) 前各号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

(助成の制限)

第4条 重度心身障害者等の前年の所得(1月から9月までの間に受けた保険給付等に係る助成金については、前々年の所得とする。以下同じ。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。)第7条に定める額を超えるとき、又は現にその重度心身障害者等と生計を同じくするその重度心身障害者等の配偶者若しくはその重度心身障害者等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。)のうちいずれかの者の前年の所得が、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額以上であるときは、助成金を支給しない。

(受給資格者の登録)

第5条 対象者又はその保護者は、規則で定めるところにより、市長に重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録の申請を行い、その登録を受けなければならない。

2 前項に規定する登録を受けた対象者又はその保護者(以下「受給資格者」と総称する。)は、登録を受けた内容に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

3 第2条第5号の規定にかかわらず、鹿児島市こども医療費助成条例第5条第2項の規定に基づき同条例の規定する受給資格の認定を受けたものとみなされた者は、第1項の申請をすることができる。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、前条第1項に規定する登録を行ったときは、受給資格者に対して、規則で定めるところにより、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。

(助成金の支給申請)

第7条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内にしなければならない。

ならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- 3 保険医療機関等において、受給資格者が受給資格者証及び被保険者証等を提示して保険給付等を受けた場合は、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付等に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、第1項の申請があったものとみなす。

(助成金の支給)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。
- (2) 対象者の受けた保険給付等の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた保険給付等に対する助成について適用し、同日前に受けた保険給付等に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に、改正前の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例の規定によりされた申請その他の行為については、新条例の相当規定によりされた行為とみなす。

(準備行為)

- 4 新条例第6条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

(鹿児島市こども医療費助成条例の一部改正)

- 5 鹿児島市こども医療費助成条例(昭和48年条例第29号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部改正)

- 6 鹿児島市母子・父子家庭等医療費助成条例(昭和56年条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鹿児島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 7 鹿児島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第55号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則

令和6年2月29日

規則第15号

鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第54号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例(令和6年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(登録事項)

第3条 条例第5条第1項の規定による登録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う。

- (1) 対象者 氏名、生年月日、住所並びに障害の種類及び程度又は知能指数
- (2) 保護者 氏名、対象者との続柄及び住所
- (3) 対象者に係る医療保険 医療保険の種類、被保険者証の記号・番号、被保険者又は組合員の氏名、被保険者又は組合員の対象者との続柄及び付加給付の有無
- (4) 前号の医療保険の保険者 保険者の名称及び住所
- (5) その他市長が必要と認める事項

(登録)

第4条 登録を受けようとする対象者又はその保護者は、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録申請書(様式第1)により市長に申請しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めるときは、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録台帳(様式第2又は様式第3。以下「台帳」という。)に登録及び所要事項の記載を行うとともに、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者証(様式第4。以下「受給資格者証」という。)を当該申請をした対象者又は保護者(以下「受給資格者」と総称する。)に交付する。

2 市長は、受給資格がないと認めるときは、当該申請をした対象者に対し、重度心身障害者等医療費助成金受給資格不認定通知書(様式第5)により通知するものとする。

3 受給資格者は、受給資格者証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者証再交付申請書(様式第6)を市長に提出し、受給資格者証の再交付を受けるものとする。

(登録事項変更の届出)

第6条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録事項変更・資格喪失届(様式第7)に受給資格者証を添えて行うものとする。

- 2 市長は、前項の届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、台帳の登録事項のうち届出に係る事項を変更するものとする。

(受給資格者証の更新)

第7条 条例第6条に規定する受給資格者証の有効期間は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

- 2 前項の有効期間が経過した後は、受給資格者からの申請に基づき、1年ごとに有効期間を更新するものとする。
- 3 有効期間の途中で受給資格者証の交付を受けた者の有効期間は、第1項に規定する期間の残存期間とする。
- 4 受給者証の更新を申請するときの手続については、第4条及び第5条の規定を準用する。ただし、受給資格に異動のない者については、更新の手続を省略することができる。

(助成金の支給申請)

第8条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)の証明(保険医療機関等が領収書を発行するときは、当該領収書)を付した重度心身障害者等医療費助成金支給申請書(様式第8又は様式第9)に受給資格者証を添えて行うものとする。

(助成金額の決定)

第9条 市長は、条例第7条第3項の規定による申請があったものとみなされる場合又は前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成額を決定し、支給するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、適当でないと認めるときは、助成金を支給しないことを決定し、重度心身障害者等医療費助成金不支給決定通知書(様式第10)により当該受給資格者に通知するものとする。

(支払の調整)

第10条 市長は、受給資格者に既に助成金を支給した場合において、その額に過誤があったときは、当該過誤となった助成金について、当該過誤があった支払月の翌月以降の助成金との間で必要な調整を行うことができる。

(証明に要する費用)

第11条 第8条に規定する保険医療機関等の証明に要する費用は、毎月分の助成金に加算して支払うものとする。

(受給資格者証の返還)

第12条 受給資格者は、受給資格者証に係る対象者が対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第4項の規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた保険給付等に対する助成について適用し、同日前に受けた保険給付等に対する助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に、改正前の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則によりされた申請その他の行為については、新規則の相当規定によりされた行為とみなす。
(準備行為)
- 4 第4条の規定による受給資格の登録及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新規則の例により行うことができる。

(表)

様式第1 (第4条関係)

(後期高齢者以外・後期高齢者(65歳以上))

整理番号

重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録申請書 年 月 日 鹿児島市長 殿 申請者 住所 〔対象者又は 保護者〕氏名 (署名又は記名押印) 個人番号 電話番号																		
対 象 者	住 所																	
	氏 名				生年月日		年 月 日											
	身 障 者 手 帳 番 号		第 号		障 害 の 程 度		手 帳 交 付 年 月 日		年 月 日									
	知 能 指 数		療 育 手 帳 番 号		第 号		障 害 の 程 度		次 期 判 定 年 月 年 月									
	精神障害者保健福祉手帳番号		第 号		障 害 の 程 度		有 効 期 限		年 月 日									
保 護 者	住 所																	
	氏 名				対象者との続柄													
対 象 者 に 係 る 医 療 保 険	保 険 の 種 類																	
	被 保 険 者 証		記号・番号															
	被 保 険 者 氏 名				対象者との続柄													
	保 険 者 名 称				付 加 給 付		有 ・ 無											
	保 険 者 所 在 地																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">受給資格者証</td> <td colspan="2">記 号</td> <td colspan="2">番 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">身(身体障害者) 知(知的障害者) 精(精神障害者) 重(重複障害者)</td> <td colspan="2">第 号</td> </tr> </table>										受給資格者証	記 号		番 号		身(身体障害者) 知(知的障害者) 精(精神障害者) 重(重複障害者)		第 号	
受給資格者証	記 号		番 号															
	身(身体障害者) 知(知的障害者) 精(精神障害者) 重(重複障害者)		第 号															
※この欄 は市にお いて記入	該 当 ・ 非 該 当 の 別	該 当 ・ 非 該 当	受付年月日	年 月 日	決 裁 欄													
			決裁年月日	年 月 日														
			交付年月日	年 月 日														

(裏)

同 意 書

私は、資格認定又は助成額の決定に関して、地方税関係情報について取得及び確認されることに同意します。

また、重度心身障害者等医療費の助成を受けるために必要な下記の助成対象者の受診に関する情報を、医療機関等が鹿児島県国民健康保険団体連合会に送付することに同意します。

氏 名 (署名又は記名押印)	申請者と の続柄	個 人 番 号

様式第2（第5条関係）
重 度 心 身 障 害 者 等 医 療 費 助 成 金
受 給 資 格 者 登 録 台 帳（後 期 高 齢 者 以 外）

（身体障害者・知的障害者・精神障害者・重複障害者）

受給資格 者証番号	資 格 取 得 年 月 日	対 象 者				保 護 者		
		氏 名	生年月日	住 所	障害の種 類・程度 (IQ)	氏 名	対象者と の 続 柄	住 所

（続）

受給資格 者証番号	対 象 者 に 係 る 医 療 保 険							備考	資格証 の本人 受領印
	被 保 険 者 又 は 組 合 員				付加給付	保 険 者	保 険 者		
	保険の 種類	保 険 証 記号・番号	氏 名	対 象 者 との続柄	の 有 無	の 名 称	の 住 所		
					有 無				
					有 無				
					有 無				
					有 無				
					有 無				
					有 無				
					有 無				
					有 無				
					有 無				
					有 無				

様式第3（第5条関係）

重 度 心 身 障 害 者 等 医 療 費 助 成 金
受 給 資 格 者 登 録 台 帳（後 期 高 齢 者 用）

（身体障害者・知的障害者・精神障害者・重複障害者）

受給資格 者証番号	資 格 取 得 年 月 日	対 象 者				保 護 者		
		氏 名	生年月日	住 所	障害の種 類・程度 (IQ)	氏 名	対象者との 続 柄	住 所

（続）

受給資格 者証番号	対 象 者 に 係 る 医 療 保 険		備 考	資格証 の本人 受領印
	受 給 者 証 号 番	発 行 機 関 名 （市町村名）		

様式第4（第5条関係）

（表）

鹿児島市重度心身障害者等 医療費助成金受給資格者証			
市 町 村 番 号	1	事 業 番 号	3
受 給 者 番 号			
対 象 者	氏 名		
	生 年 月 日		
	住 所		
保 護 者	氏 名		
	住 所		
医 療 保 険	記 号 ・ 番 号		
	被保険者氏名		
	保 険 者 名 称		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考	精神障害者保健福祉手帳1級のお持ちの方は、通院のみ対象		
年 月 日交付			
鹿児島市長			

（裏）

注 意 事 項

- この証は、重度心身障害者等医療費の助成を受けられることを証明する証ですから、大切に保管してください。
- 市に助成金の支給申請書を提出するとき、又は助成金の支払いを受けるときは必ずこの証を提示してください。
- 有効期間を過ぎたときは、速やかにこの証を返還してください。
- 次に書いてあることが生じたときは必ず届け出てください。
（ア） この証の記載事項に変更が生じたとき。
（イ） 対象者が生活保護法による保護を受けるようになったとき。
（ウ） 対象者又はその保護者が当市から転出し、又は死亡したとき。

詳しくは、鹿児島市障害福祉課にお尋ねください。
電話099-216-1273

様式第 5（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿児島市長

重度心身障害者等医療費助成金不認定通知書

年 月 日付けで申請された重度心身障害者等医療費助成金受給資格につきまして
は、下記の理由により認定しませんので通知します。

記

（理由）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、
この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は
行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から
起算して 6 か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分
の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消し
の訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起
することができます。

様式第 6（第 5 条関係）

重度心身障害者等医療費助成金受給資格者証再交付申請書					
年 月 日					
鹿児島市長 殿					
申請者 住所 氏名					
申 請 理 由		1 やぶれた			
〔該当する項目の番号を○でかこんでください。〕		2 よごれた			
		3 なくなった			
受 給 資 格 者 証		記号	身(身体障害者) 知(知的障害者) 精(精神障害者) 重(重複障害者)	番号	第 号
対 象 者	氏 名				
	生 年 月 日		年 月 日 生		
(注) 受給資格者証がなくなったとき以外は、受給資格者証を添えてください。					
受 付 年 月 日	年 月 日	決 裁 欄			
再交付年月日	年 月 日				

様式第7(第6条関係)

重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録事項変更・資格喪失届
年 月 日

鹿児島市長

殿

届出者住所
氏名

電話番号

受給資格者証			記号	身(身体障害者) 知(知的障害者) 精(精神障害者) 重(重複障害者)	番号	第 号
			旧		新	
登録事項	対象者	住所				
		氏名				
	保護者	住所				
		氏名				
	対象者に係る医療保険	保険の種類				
		記号・番号				
		保険者名称				
	その他の事項 ()					
喪失理由		生保開始・死亡・転出(市・町・県へ) その他()				
届出者が受給資格者と異なっているときは、その事情						
(注) 保護者が変わるときには、新保護者が対象者を監護する者となったことが確認できる資料を添えてください。						
※ 下の欄は、市で記入します。						
変更喪失		年 月 日	年 月 日		資格者証 変更交付	
決裁年月日		年 月 日	決裁欄			

様式第8(第8条関係)

整理番号 号

◎太わく内は必ず記入してから証明を受けてください。
◎申請には、必ず受給資格証をご持参ください。

重度心身障害者等医療費助成金 支給申請書					年 月 日	
鹿児島市長 殿						
申請者住所	町 丁目 番 号		振込 口座番号			
申請者氏名	(TEL —)		受給者 番号			
対象者氏名	加入 医療 保険		被保険者証 記号・番号			
対象者の 生年月日			年 月 日	被保険者氏名		
				保険者名称		

保険医療機関等証明書 (この欄は、保険医療機関等で記入願います。)

診療月	年 月 分		患者氏名		
保険診療 総点数	入院	点	保険診療による 一部負担金	入院	円
	外来	点		外来	円
その他法制度負担分		円	証明手数料の徴収	無・有 円	
医療機関 コード			保険の種類		
年 月 日 保険医療機関等の所在地 名称 開設者氏名					

高 額	更生医療	増 額	市 税 有 ・ 無	支給決定額
附 加	他法負担	減 額		
円	円	円	回	円
円	円	円		

- 注
- 1 保険医療機関等証明書欄は、保険医療機関等で1月ごとに1月分まとめて記入してください。
 - 2 助成金の請求は、診療を受けた月の翌月から起算して1年以内に請求してください。
 - 3 「保険診療による一部負担金」欄は、保険診療対象外の経費は除いてください。

様式第9(第8条関係)

整理番号 号

◎太わく内は必ず記入して証明を受けてください。
◎申請には、必ず受給資格証をご持参ください。

重度心身障害者等医療費助成金 支給申請書			
後期高齢		年 月 日	
鹿児島市長 殿			
申請者の住所	町 丁目 番地 番号	振込口座番号	
申請者の氏名	(TEL)		受給者番号
対象者氏名		加入医療保険	後期高齢者医療被保険者番号
対象者の生年月日	年 月 日	保険者名称	鹿児島県後期高齢者医療広域連合

保険医療機関等証明書(この欄は、保険医療機関等で記入願います。)

診療月	年 月 分	医療機関コード																		
保険診療の総点数	入院	点	医療保険による一部負担金	入院	円															
	外来	点		外来	円															
保険の種類	後期高齢者医療			証明手数料	有 無	円														
年 月 日																				
保険医療機関等の所在地 名称 開設者氏名																				

増額	円	支給決定額	円
減額	円		

- 注
- 1 保険医療機関等証明書欄は、保険医療機関等で1月ごとに1月分まとめて記入してください。
 - 2 助成金の請求は、診療を受けた月の翌月から起算して1年以内に請求してください。
 - 3 介護保険による入院等の自己負担金は、助成されません。

様式第10（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿児島市長

重度心身障害者等医療費助成金不支給決定通知書

年 月 日に申請のありました重度心身障害者等医療費助成金の支給については、
下記の理由により支給できませんので通知します。

記

（理由）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第1(第4条関係)

様式第2(第5条関係)

様式第3(第5条関係)

様式第4(第5条関係)

様式第5(第5条関係)

様式第6(第5条関係)

様式第7(第6条関係)

様式第8(第8条関係)

様式第9(第8条関係)

様式第10(第9条関係)